参考資料4-10 入居官署に関する資料

総務	省 関東管区行	政評価局 神奈川行政評	価事務	所(①神奈川行政	女評価事務所)		
r	業務の概要	当官署は、行政相談、行政評価・監視、情報公開・個人情報保護総合案内所運営等の業務を行っている。 行政相談は、行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、事実関係などの確認、必要なあっせんや通知を行う。 行政評価・監視は、行政運営の改善・適正化を図るために、国の行政機関における業務の実施状況を調査し、結果に基づいて勧告等の措置を対象行政機関に対して行う。 情報公開・個人情報保護総合案内所は、国と独立行政法人に係る情報公開制度及び個人情報保護制度の仕組みや開示請求等に関する相談、問い合わせに対して窓口案内や情報提供を行う。					
		参考URL:http//www.soumu.go	o.jp/kan	ku/kanto/kanagawa.h	ntml_		
イ	入居予定職員数	(常勤)13 名、(非常勤) 5 ء	名 (内	災害対策職員)0名			
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	最大の時期/時間帯:5月頃 概ねの滞在時間:30分程度	外来者数: (1日平均)約0.3名、(1日最大)約2名 最大の時期/時間帯:5月頃 概ねの滞在時間:30分程度 来庁車両台数:(1日平均)1台未満 台/日 (1日最大)1台未満 台/日				
工	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官的の制限等」参照	署毎の勤	務時間、諸室毎の業績	務実施時間帯及び立入		
オ	2 4 時間勤務の状況	【別添資料 5 - 4】「入居官的の制限等」参照	署毎の勤	務時間、諸室毎の業績	務実施時間帯及び立入		
カ	日曜日祝日開庁の状 況	【別添資料5-4】「入居官的の制限等」参照	署毎の勤	務時間、諸室毎の業績	務実施時間帯及び立入		
		会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		行政相談委員代表者会議	23	3	3		
مد.	会議の開催状況	委員研修部会	23	2	2		
牛	(主なもの)	委員研修	30	3	2		
		委員ブロック会議	50	3	1		
Ź	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_			ı		

		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されてい る。	「総務省神奈川行政評価事務 所業務継続計画」による。
		活動拠点室	_	_
		活動空間	_	_
		活動支援室	_	_
		活動支援空間	_	_
		その他	_	_
		被害情報の収集及び報告、)被害状況の確認及び復旧、災害
5	災害時の活動	粋) 非常事態の想定 : 京湾高い地域に東京湾高い地震(東京湾高い地震) 東京湾高い地震(東京湾高い地震) 東京湾高い地震) 東京湾高い地震) 東京湾高い地域) 東京高い地域) 東京高い地域) 東京高い地域) 東京高い地域) 東京高い地域) 東京	2震:マグニチュー 注 考えられること(注) に大いることである。 の地震は、 で、	域で今後100年程度の間に数回 間連続運転にて3日程度を想定。 間から10日間程度は、輻輳によ き信、衛星携帯電話(通話・メー 思定。 いやサーバ等の被害状況次第であ 思定。 ごきないと考えられ、その間、貯
П	その他			

法務	法務省 横浜地方検察庁分室 (②横浜地方検察庁分室)					
ア	業務の概要	詳細は個別に貸与 ※実施方針に示す第一次審査結果の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に貸与する。				
		参考URL:http//www.kensats	u.go.jp/	content/00)1152647. p	odf
イ	入居予定職員数	(常勤) 23 名、(非常勤) 0	名(内災	害対策職員	1) 17名	
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:10月時 概ねの滞在時間:1時間程度 来庁車両台数:(1日平均):	頁/10 時 :	~15 時頃		/日
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料 5 - 4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照				
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)
		無し				
丰	会議の開催状況					
	(主なもの)					
р 2	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている	「「横浜計画」に	地方検察庁業務継続よる。
		活動拠点室				
ケ	災害時の活動	活動空間	活動内容:所管事務に 必要な非常時優先業務 に実施されているか否 認し,必要に応じ,暗 援体制を構築するなと を講じる。		は常時優先業務が的確 にれているか否かを確 必要に応じ、職員の応 に構築するなどの措置	
		活動支援室				
		活動支援空間	事務室② 空調について:災害時に活動する部屋		1	
			倉庫②		防災倉庫	を兼ねる
		その他			_	

		具体的内容
		横浜地方検察庁業務継続計画 平成27 年11 月2 日 (抜粋)
		想定する危機的事象の特定: 都心南部直下地震(マグニチュード7.3) 非常用発電機の必要稼働時間: 非常用発電機の必要稼働時間は6時間 食料,飲料水等の備蓄: 食料,飲料水,簡易トイレ,医薬品等生活に必要な物品の備蓄に関し,非常参集 対象者等については発災後1週間の活動を,上記以外の職員等については発災後 3日間の活動を念頭に置いて計画的に行う。 計画の発動: 本計画は,原則,神奈川県内において,震度6強以上の首都直下地震が発生した とき,自動的に発動するものとする。
		警戒態勢: 職員は、原則、神奈川県内において、震度5弱以上震度6弱以下の地震が発生したときは、警戒態勢とし、本計画(発災時の行動)が遂行可能な体制を保つ。 参集職員の待機・宿泊場所: 参集職員の待機・宿泊場所については、災害対策本部が、庁舎等の被害状況等を勘案した上で決定する。
7	その他	施設整備及び維持管理・運営業務について民間事業者を募集するにあたり、他の公募資料及び本資料で読み取れない内容で特に留意すべき内容があれば記載してください。

法務	法務省 横浜保護観察所 (③横浜保護観察所)					
r	業務の概要	当官署は神奈川県(横浜地方裁判所管内)を管轄し、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で更生するように指導監督及び補導援護を行う保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、医療観察の業務、被害者支援にあたっている。神奈川県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主の方々並びに更生保護施設4施設と共に更生保護の諸活動を展開している。				
		参考URL:http://www.moj.go.				ma_yokohama.html
イ	入居予定職員数	(常勤) 61 名、(非常勤) 12			-	
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約7 最大の時期/時間帯:6,9,12 概ねの滞在時間:3時間程度 来庁車両台数:(1日平均)2	,3月頃/10) 時~16	時頃	´目
工	勤務時間	※参考資料 5 — 4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務時間	間、諸室	毎の業務実施	施時間帯及び立入り
才	2 4 時間勤務の状況	※参考資料 5 — 4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務時間	間、諸室	毎の業務実施	施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署での制限等」参照	毎の勤務時間			施時間帯及び立入り
		会議名称・種類等	人数	時間り)	(1 回当た	開催頻度(回/
		引受人会	150 ~200	4		2
		事務担当者会議	200	3		1
		処遇基礎力強化研修	150	6		1
丰	会議の開催状況 (主なもの)	指導力強化研修	140	7		1
	(<u></u> _'& 0 v)	"社会を明るくする運動"神 奈川県推進委員会	250	2		1
		保護司特別研修	120	3		1
		更生保護女性会新会員研修	110	3		1
		新任保護司研修	70	6 時間	J×2 日間	2
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	無し				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定され [*] い	ていな	_	
		活動拠点室	_		_	
ケ	所長室, 次長室, 企画調整課, 処 遇部門・社会復 帰調整官室 災害時の活動		果,処 │ 災害時に指揮,指令,会討 出会復 │ を行うための拠点となる室		音揮,指令,会議等 の拠点となる室 を課,処遇部門・社 管官室) ○調整,業務の継続	
		活動支援室				
		活動支援空間				
		その他			_	
		具体的内容				
	7 0 11	_				
コ	その他					

法務	法務省 東京入国管理局横浜支局横浜港分室(④東京入国管理局横浜支局横浜港分室)					
ア	業務の概要	当官署は、出入国管理業務の内、神奈川県内の海港から出入国する乗客・乗員の 上陸・出入国審査の業務及び不法入国の防止等水際対策に係る業務を行ってい る。当官署窓口による手続き業務と接岸した船舶等に職員が出向いての手続きの 両方を行っている。				
1	入居予定職員数	(常勤) 9名 (20名に増員	員予定)(非常勤) 0:	名(内災割	序対策職員)0名
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:3月頃 概ねの滞在時間:20分程度 来庁車両台数:(1日平均):	/13 時~	~15 時頃		7/目
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	※参考資料 5 - 4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	※参考資料 5 - 4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
		会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)		開催頻度(回/年)
半	会議の開催状況 (主なもの)	CIQPC会議	8	1		1
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無				
		活動拠点室				
		活動空間				
ケ	災害時の活動	活動支援室	_		_	
	次音时V/伯勒	活動支援空間				
	その他					
		具体的内容				
		非常用発電機の必要稼働時間 24時間程度]: 			
コ	その他					

財務	省 横浜税関(⑤横浜税関)				
r	業務の概要	入申告された貨物等に係る関 る体制整備等の業務を行って このうち、新庁舎に入居を予				
1	入居予定職員数	《常勤》146名、(非常勤) 0		《宝社笑碑》	3) 約60 4	7
1		外来者数: (1日平均)約				
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	最大の時期/時間帯: 9時~ 概ねの滞在時間:20分程度 来庁車両台数:(1日平均)(~11 時頃			
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	等時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	等時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	等時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)
丰	会議の開催状況 (主なもの)	内部に対する会議、説明会 等	18 ~ 44	3∼7.75		1~30回 (計57回)
		外部に対する会議、説明会 等	11 ~ 100	2~7.75		1~11回(計33回)
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている		
		活動拠点室				
		活動空間	事務室、次長室、 事務室(学務部 特別通関部門)、 化学分析室、X線 分析室、LC 及び LC/MS 室、GC 及 び GC/MS 室、D NA分析室、溶 剤実験室			
ケ	災害時の活動	活動支援室	_		_	
		活動支援空間	室、分 管室、	ューター 析試料保 試薬・溶 室、金庫		
		その他	_			
		具体的内容				
*務継続計画(案) 横浜税関の防災機能整備として、次のものが必要。 ・自家発電機 非常時優先業務の早期復旧・継続させるため(業務は継続性を有するもの ため)、72時間稼働できる自家発電機。 ・災害時優先電話回線、ダイアルアップ回線 災害時に確実な連絡手段(電話、インターネットメール)を確保する(次 設置(PFI事業外))。						
コ	その他					
	1	<u> </u>				

国税	庁 東京国税不	服審判所 横浜支所(⑥	東京国	税不服審	判所横测	兵支所)
r	業務の概要	国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分(更正・決定や差押えなど) についての審査請求に対する裁決を行う機関(国税庁の特別の機関)である。 税務行政部内における公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の 救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税 務署長等と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して 裁決を行っている。 このうち当官署は神奈川県内を分掌している				
		参考URL:http://www.kfs.go.	jp/			
イ	入居予定職員数	(常勤) 12 名(内災害対策)				
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:不特定 概ねの滞在時間:2時間程度 来庁車両台数:(1平均)1・	€/13 時 [,] €	~17 時頃		日
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸 室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務質	実施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)
丰	会議の開催状況	部内研修	12	2		数回
٦	(主なもの)					
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	無し				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている		
		活動拠点室	_		_	
ケ	活動空間		支所長室、 合議室、 事務室		業が復総②集括③策連部間の対策を関係で関係のでは、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	関係法令、国税庁防災 国に基づいて、審判所 後害応急対策及び災害 推進するための施策の 経に関すること。 後害に関する情報の収 伝達に関する事務の総
		活動支援室	_		_	
		活動支援空間				
		その他	_			
		具体的内容	_			
		_				
П	その他	_				

国税	庁 東京国税局	横浜中税務署(⑦横浜	中税務	署)			
ア	業務の概要	行機関である。 具体的な業務は国税局の所掌 営、酒税の保全並びに酒類業	税務署は、国税庁や国税局の指導監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関である。 具体的な業務は国税局の所掌事務の内、内国税の賦課及び徴収、税理士制度の運営、酒税の保全並びに酒類業の発達・改善及び調整、酒類に係る資源の有効な利用の確保、印紙の模造の取締、税務署の所掌業務に係る国際協力等を行っている。				
		参考URL:https//www.nta.go.	jp				
イ	入居予定職員数	(常勤) 268 名、(非常勤) 近 32 名	重常期 28	名 確定申	号 告期 64 名	4、(内災害対策職員)	
	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)通常期70名・確定申告期300名、(1日最大)通常期100名・確定申告期400名 最大の時期/時間帯:3月頃/9時~11時頃 概ねの滞在時間:申告相談40分程・提出10分程・説明会2時間程 来庁車両台数:(1日平均)通常期40台/日 (1日最大)通常期60台/日					
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)	
キ	会議の開催状況	大会議室	-	半日から終日		180	
+	(主なもの)	中会議	-	半日から	終日	195	
		小会議室	_	半日から	終日	120	
₂	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	毎月末に法人税確定申告書の)一括提出	出会場を設置	置(県・市	·合同)	
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている		国税局災害対応マニ の制定(事務運営指 よる。	
		活動拠点室			_		
			署長室		活動内容: ①災害関係法令、国税庁防災 業務計画に基づいて、税務署		
ケ	災害時の活動	活動空間	応接室		の行う災害応急対策及び 復旧を推進するための施 総合調整に関すること。 ②災害に関する情報の収 び伝達に関する事務の総 関すること ③局災害対策本部等その 係機関との連絡調整に関 こと。		
		活動支援室	_		_		
		活動支援空間	事務室	(総務課)	災害対策	本部の庶務	
		その他			_		

		具体的内容
		東京国税局災害対応マニュアルの制定 (事務運営指針)平成29年7月5日 (抜粋)
		災害対策本部の整備 設置基準:税務署管内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は気象庁 から、税務署管内に特別警報が発表された場合、災害対策本部を設置する。
		設置場所: 災害対策本部は、署長室又は署長応接室に設置するが、署庁舎周辺が被災した場合において、署長の判断により、他の場所に設置することが適当と認められる場合には、局災害対策本部と協議の上、災害対策本部の設置場所を決定する。
		事務局の設置: 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の庶務を行う部署として、総務課内に事務局を設置する。
コ	その他	

厚生	労働省 横浜検	疫所(⑧横浜検疫所)					
ア	業務の概要	横浜検疫所では、検疫感染症及び国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入を防止するため、海外から来航する船舶及び航空機に対して検疫を行っている。感染症に罹患している疑いのある人が乗船又は搭乗している場合は、診察の上、必要に応じて隔離、停留、消毒等の措置を行う。また、南米等黄熱リスク国に渡航するために必要とする黄熱ワクチンの接種を実施し、海外渡航者や医療機関に対して海外の感染症情報の提供を行うほか、電話相談にも応じている。さらに、港湾区域においては、感染症を媒介する蚊、ねずみ族等の生息状況及び病原体の保有調査を定期的に行っている。一方、販売又は営業上使用する輸入食品に対しては、食品衛生法に基づく審査を行い、検査が必要と判断された食品等については、検査命令、行政検査又はモニタリング検査を行っている。その結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄又は積戻しなどの措置を採るよう指導を行うとともに、輸入者や関係事業者に対し、食品等の輸入前相談を行っている。また、食品等の輸入手続に際して必要となる機能を円滑に利用できる運用管理に努めている。さらに、輸入食品・検疫検査センターにおいては、輸入食品の検査や感染症に係る病原体等の検査を行い、神戸検疫所の同センターと共に検疫所における検査の中心的役割を担っている。 参考URL:http//www.forth.go.jp/keneki/yokohama/					
イ	入居予定職員数	(常勤) 93 名、(非常勤) 10 名					
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約30 最大の時期/時間帯:1月~2 概ねの滞在時間:15分~1時間	外来者数: (1日平均)約30名、(1日最大)約70名 最大の時期/時間帯:1月~2月頃 概ねの滞在時間:15分~1時間 来庁車両台数:(1日平均)24台/日 (1日最大)32台/日				
エ	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署毎の制限等」参照	の勤務	5時間、諸室毎の業務	実施時間帯及び立入り		
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署毎の制限等」参照	の勤務	5時間、諸室毎の業務	実施時間帯及び立入り		
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署毎の制限等」参照	の勤務	5時間、諸室毎の業務	実施時間帯及び立入り		
		会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		横浜港協議会総会	35	1	1		
		横浜港協議会感染症担当者会議	40	1. 5	2		
丰	会議の開催状況 (主なもの)	横浜港協議会衛生管理担当者会議	20	1.5	1		
		保健衛生フォーラム	90	2.5	1		
		検疫衛生業務に関する説明会	50	2	1		
		輸入食品監視業務説明会	100	2	2		
		検査センター業務管理調整会 議	25	6	2		
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	毎年8月中旬頃に開催してい エントランスホール等を利用し 場者は約400人)。					

		災害時の業務継続計画 非常時優先業務等の有無	策定されてな い	_		
		活動拠点室	_	_		
		活動空間	_	_		
ケ	 災害時の活動	活動拠点支援室	_	_		
		活動支援空間	_	_		
		その他				
		具体的内容				
Л	その他	【検疫感染症危機管理対応】新型インフルエンザ等の感染症が国外で発生し、WHO(世界保健機関)がフェーズ4を宣言した場合、当該感染症を国内に侵入させないため、その対応の指示等を行う感染症危機管理対策本部を設置し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるよう対応を行う。				

厚生	送	労働局 横浜公共職業安	定所(⑨横浜公共職	業安定所)		
r	業務の概要	公共職業安定所は、求職者に職業紹介等を行うとともに、雇用保険の受給手続き、 求人の受理などの業務を行っている。 具体的に当官署が行う業務は、一般職業紹介業務、障害者や学卒者等専門的な職 業紹介業務、求人の受付業務、各種助成金の申請受理・案内業務、事業所に対す る雇用指導業務、事業所の雇用保険の加入等の手続き業務、雇用保険失業給付の 支給等の業務である。					
		参考URL: http://kanagawa-l	hellowor	k.jsite.mhlw.go	o.jp/list/marumaru.html		
イ	入居予定職員数	(常勤) 83 名、(非常勤) 10	3名(内	災害対策職員)(名		
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	最大の時期/時間帯:4~6 概ねの滞在時間:1時間程度	外来者数: (1日平均)約1000名、(1日最大)約1615名 最大の時期/時間帯:4~6月頃/10時~15時頃 概ねの滞在時間:1時間程度 来庁車両台数:(1日平均)3台/日 (1日最大)10台/日				
エ	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸室毎の美	業務実施時間帯及び立入り		
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室毎の美	業務実施時間帯及び立入り		
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸室毎の美	業務実施時間帯及び立入り		
		会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)) 開催頻度(回/年)		
	会議の開催状況(主なもの)	幹部会議	20	2 時間程度	12 回		
		マッチング会議	10	1 時間程度	50 回		
丰		はろーわーく講座 (少人数 セミナー)	10	3 時間程度	50 回		
		福祉セミナー	25	1 時間 30 分程原	度 60 回		
		ミニ面接会	15	2 時間程度	40 回		
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	情報発信スペース、繁忙期の)待合ス~	ペース			
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さい	れていな _			
		活動拠点室	_	_			
		活動空間	_	_			
ケ	災害時の活動	活動支援室	_	_			
		活動支援空間	_	_			
		その他	_	_			
		具体的内容	1	l			
		_					
Л	その他	会議室の開催状況: 幹部会議は専有部分の所長室 分の大会議室、状況に応じて			会議等については、専有部		

農林	水産省 横浜植	物防疫所 植物防疫所研	修セン	/ター (⑪	植物防疫	度所研修センター)	
ア	業務の概要	植物防疫所では、我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を未然 に防ぐため、全国の海港や空港で輸入検疫を行っている。 具体的には、書面検査のみならず現物を検査し、必要な措置を講じている。これ ら植物検疫業務を遂行する植物防疫官には、植物学、応用昆虫学、植物病理学、 植物防疫行政などの広範な専門知識及び技術が要求される。 当官署は主に植物防疫官に向けての各種研修を行っている。 植物防疫官を対象とした研修については、ほとんどの科目において、座学より実 験・実習を主としており、そのための施設・設備を擁している。					
		参考URL:http//www.maff.go.	.jp/pps/	/			
イ	入居予定職員数	(常勤)3名、(非常勤)0名	3(内災	害対策職員)	1名		
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:12月時 概ねの滞在時間:1時間程度 来庁車両台数:(1日平均)	頁/8 時 [/] E	~17 時頃		′日	
エ	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	务時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
オ	24時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	務時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	務時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)	
丰	会議の開催状況 (主なもの)	植物防疫官試験	30	8		2	
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	無					
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ い	れていな	_		
		活動拠点室	該当な	:L	_		
		活動空間	_		_		
ケ	災害時の活動	活動支援室	—		_		
		活動支援空間	_		_		
		その他			_		
		具体的内容					
		_					
コ	その他						

経済	所産業省 関東経	済産業局 横浜通商事務	新(①	横浜通商	事務所)	
ア	業務の概要	当官署は、外国為替及び外国 の窓口業務を行っている。 また、関税暫定措置法に基っ				
		参考URL:http//www.kanto.me	eti.go.j	<u>ip</u>		
イ	入居予定職員数	(常勤) 4名、(非常勤) 0名	3 (内災智	 手対策職員)	3名	
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:4月初 滞在時間:30分程度 来庁車両台数:(1日平均)	旬頃/9	時~16 時頃	Ę	/ 日
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	芳 時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
オ	24時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
		会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)		開催頻度(回/年)
		横浜通商機関連絡会	10	1		2
1-	 会議の開催状況	関税割当申請受付	100	6		3
牛	(主なもの)					
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	会議開催、関税割当申請受付	计場所(会	会議室名)(の案内版の)設置
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さい	れていな	_	
		活動拠点室	_		_	
		活動空間	_		_	
ケ	災害時の活動	活動支援室	_		_	
		活動支援空間	_		_	
		その他	_		_	
		具体的内容				
		_				
コ	その他	_				

国土	交通省 関東地		所(⑫	横浜国道	事務所)	
ア	業務の概要	当官署は、神奈川県内の一般国道の改修・維持・修繕・管理業務、広域幹線道路網の調査計画や交通安全事業、電線共同溝事業等の業務を行っている。 道路台帳の閲覧や特殊車両の通行許可申請などの窓口業務がある。 管内の道路を24時間監視する道路情報室がある。				
		参考http://www.ktr.mlit.go	o.jp/yok	ohama/		
イ	入居予定職員数	(常勤) 135名、(非常勤) 5	0名(内	災害対策職	員)135 名	<u> </u>
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:3月頃 概ねの滞在時間:2時間程度 来庁車両台数:(1日平均)4	[∕9 時~ ₹	18 時頃		
エ	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
オ	24時間勤務の状況	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)
		表彰式	50	3		1
		契約関係会議	30	2		24
		事業推進会議	50	3		3
		事業検討委員会	30	2		5
ъ	会議の開催状況	事業調整会議	30	3		24
牛	(主なもの)	意見交換会	60	2		4
		工事安全対策協議会	120	2		2
		総合評価審査分科会 (総会)	40	2		2
		総合評価審査分科会(部会)	10	2		25
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_				
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている	横浜国道(案)	道事務所業務継続計画
ケ	災害時の活動	活動拠点室	災害対策室		隣接(直接行き来)させる室: 道路情報室。隣接・近接させる室:道路情報室(後室)お よび情報機器室 ※情報機器室より災害対策室 経由道路情報室へ多数の通信 ケーブルを敷設することとな り、隣接させる必要がある	
			道路情	報室	各種情報関係を管理・提供を 行う室	
			1			

	電算室	隣接(直接行き来)させる室: 道路情報機器室。近接させる 室:防災情報課執務室。
	情報機器室	隣接(直接行き来)させる室: 電算室、災害対策室(災害対 策室から入退室可)。近接させ る室:道路情報室。
	道路情報室	隣接(直接行き来)させる室: 災害対策室。隣接・近接させる室:交通対策課。
		通常休憩室を兼用とするが、 災害時は非常体制に入るため 職員が交代で仮眠をとるも の。
	女子休養室	女性職員の休養、体調不良時 に横になれる場所 6畳の畳敷と収納スペースを 設置。
活動支援空間	_	
	設置希望階	災害等の非常時の際は危機管 理体制上、災害対策本部を設 置するため津波等の被害等を 考慮すると上層階(海抜4. 9mを超える階層)を確保し
	災害対策用機器 操作訓練	事業計画地内、又は近隣で災害対策用機器操作訓練の実施 を検討。
その他	携帯電話	衛星携帯電話を使用している ので、災害対策室より、南西 方向が見通せるか、屋上への 配管が必要となる(衛星アン テナ別置のため)。
	非常用発電機	道路情報室、災害対策室、電 算室、情報機器室、無線室、 特殊車両申請室の電源につい てはフルバックアップとす る。
	防災業務連携	合同庁舎に3事務所共用の会 議室を設置する。 使用目的:支部合同の会議室、 災害時の記者会見室
	機器の耐震・免震	基準: 電気通信設備工事共通 仕様書に基づくものとする。

具体的内容

横浜国道事務所業務継続計画 (案)

・対象とする災害:

本計画では、横浜国道事務所管内、または東京23区内で震度6弱以上を観測し た地震を対象とする。

- ①都心南部直下地震
- ②横浜市直下地震
- ③三浦半島断層群の地震
- ④伊勢原断層帯の地震

• 自家発電機:

災害時に停電した場合は非常用電源で電気が供給され、災害発生後3日は自立し て活動できるように、非常用電源が稼働できる燃料を確保。

・備蓄について(食糧、衛生用品、什器等):1. 備蓄(非常食、飲料水)

備蓄食糧は、全職員が3日間活動できる分の食糧と飲料水を備蓄し、賞味期限を

理して適宜更新する。

2. 備蓄(衛生用品、什器等)

全職員が、交代で勤務する際に使用する衛生用品、什器等を備蓄する。

・備蓄資機材について:

1. 車両等の状況

事務所所有の車両は、緊急通行車両として神奈川県公安委員会へ事前に届け出 し、適宜更新する。

コ その他

国土	交通省 関東地		所(⑬	京浜港湾	事務所)		
r	業務の概要	当官署は、横浜港・川崎港・横須賀港において、港湾の整備、利用、保全及び管理等に関する業務を行っている。 工事等の公共調達を多く実施しており、年間を通して工事関係者等の出入りが多い。また、発災時には、港湾施設の復旧・支援等の災害対策活動を行っている。その他、窓口業務はないが、主に教育機関(小学校〜大学等)を対象とした現場見学の受入れも行っている。					
		参考URL: http://www.pa.k	tr.mlit.	go.jp/keił	nin/index.	html	
イ	入居予定職員数	(常勤) 74名、(非常勤) 11					
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	最大の時期/時間帯:1、4、 概ねの滞在時間:1時間程度	外来者数: (1日平均)約25名、(1日最大)約100名 最大の時期/時間帯:1、4、7、12月頃/10時~12時頃 概ねの滞在時間:1時間程度 来庁車両台数:(1日平均)9台/日 (1日最大)27台/日				
工	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り	
オ	24時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	※参考資料5-4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照				
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)	
丰	会議の開催状況 (主なもの)						
Ź	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	会議等の受付場所として、ス	、居フロフ	ア前面の共月	用部(廊下)利用あり。	
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている	「京浜港画」によ	送湾事務所業務継続計 る。	
		活動拠点室		災害対策室		こおける災害応急対策 デう拠点として、災害 別の継続すべき業務を 意表示装置、カメラ会 ムを設置予定。	
ケ	災害時の活動		一般事務室(1) 一般事務室(2)		継続して また、本 プする場	のうち重要な業務を 行う室。 「局機能をバックアッ 場合、災害対策室を補 として使用する。	
		活動空間	上記、	活動拠点室	に同じ		
		活動支援室	災害対策調整室		現場対策 と と 連携に まる 利用する	日:発災時において、 長班用(復旧協力業者 経等)の災害対策室の して、低層階に設置。 らいては会議室として 。人の常駐はない。 动務:災害対応時は24	
			災害対	策倉庫		り: 災害対策用備品の ことして利用する。人 ない。	

		災害対策準備室	使用目的:TEC-FORCE 隊員派遣 の準備及び外部応援要員の受 入等を行う。平時において人 の常駐はない。 24 時間勤務:災害対応時は24 時間。			
		情報機器室	発災時における災害応急対策 活動を行うために必要な通信 機能を確保する。 一般業務のうち重要な業務を 継続して行うために必要な通 信機能を確保する。			
		電算室	一般業務のうち重要な業務を 継続して行うために必要な 室。			
		所長室	本局機能をバックアップする 場合、災害対策室を補完する 室として使用する。カメラ会 議システムを設置予定。			
		宿直・仮眠室	使用目的:夜間工事、災害対策、工事事故等の際の職員休憩・仮眠用の部屋として利用。 平常時において、人の常駐はない。			
		運転手・船員詰 所	発災時や夜間工事がある場合 は 24 時間利用することもあ る。			
	活動支援空間	上記、活動支援室に同じ				
		24 時間勤務の状 況	通常時は24時間勤務なし			
		設置希望階	3~4階を希望する。上層階だと災害時等EVが使用できない可能性があり支障が生じると考える。			
	その他	駐車場	災害対応車両は津波の浸水高 さ以上に設置			
		防災業務連携	合同庁舎に3事務所共用の会 議室を設置する。 使用目的:支部合同の会議室、 災害時の記者会見室			
		材料等保管について	災害時を含め修補する材料等 の保管は必要ない。			

		具体的内容
		京浜港湾事務所業務継続計画 平成29年4月(抜粋) ※現在の庁舎(横浜地方合同庁舎)の基準より現庁舎固有の要素を除き整理 対象とする災害: 首都直下を震源とするマグニチュード7クラスの地震、「首都直下地震」により 東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合。 備蓄食料、什器備品等: 備蓄食料は、全職員が7日間活動できる分の食糧と飲料水を備蓄する。 寝具衛生等什器備品: 全職員が交代で勤務する際に利用する寝具とトイレを準備する。通常の設備が復旧するまで、備蓄資材で衛生的でかつ健康的な職場環境を保持する。 事務機器等什器備品: 災害時においても災害対応業務に必要な設備・機器・什器備品等が確保できる体制を整える。 非常用電源設備(庁舎機能の確保): 災害時に停電した場合は、非常用電源で電気が供給される。災害発生後3日は自立して活動できるように、非常用電源が稼動できる燃料を確保する。 通信手段の確保: 災害時でも通信可能な通信手段を複数配備する。港湾空港班等との通信網を確保するために、災害時でも通信可能な通信手段を複数配備する。(災害時優先電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話) 通行車両の事前届け: 緊急通行車両として神奈川県公安委員会に事前届けを行う。
コ	その他	

国土	国土交通省 関東地方整備局 横浜営繕事務所(⑭横浜営繕事務所)						
P	業務の概要	当官署は、神奈川県内に所在する国家機関の建物等の営繕工事の実施及び保全の 実地指導を行っている。 具体には管内施設の状況調査、整備、修繕計画の立案、工事の企画、設計、発注、 監理等の実務を行っている。					
		参考URL:http://www.ktr.ml	it.go.jp	/yokohamae	ez/		
イ	入居予定職員数	(常勤)15名、(非常勤)1:	名(内災	害対策職員	() 13名		
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数: (1日平均)約 最大の時期/時間帯:3月頃 概ねの滞在時間:2時間程度 来庁車両台数:(1日平均)	[∕10 €	寺~17時년	頁	/日	
工	勤務時間	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
オ	24時間勤務の状況	※参考資料 5 - 4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り	
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	5時間、諸室	毎の業務等	実施時間帯及び立入り	
		会議名称・種類等	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)	
	会議の開催状況 (主なもの)	保全地区連絡会議	50	4		1	
丰		工事安全協議会会	50	4		1	
7		BIMMS-N 説明会	30	4		2	
		工事・業務打ち合わせ	10	4		48	
		契約関係打ち合わせ	5	1		10	
þ	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_					
		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さ	れている		也方整備局横浜営繕事 総続計画」による。 業中)	
	災害時の活動	活動拠点室	所長室(災対室)		最終判断 打合せ室 切り、災	医と移動間仕切りで仕 後害時は仕切りを無く 野対策室として使用で	
ケ		石 男拠.尽 主	打合せ室(災対室)		防災上の調整、復旧体制の立案を行う。 所長室と移動間仕切りで仕切り、災害時は仕切りを無くして災害対策室として使用できるようにする。		
		活動空間					
		活動支援室	事務室援室)	(災対支		(災対室) 、打合せ室 ⑤) 、災害待機室と連	
			書庫・	倉庫	防災備蓄	倉庫を兼ねる。	

			男子休養室・ロッカー室 (仮眠室・災対 待機室)	災害時には畳に布団を敷いて 仮眠室として使用。 隣接(直接行き来)させる室: 事務室				
			女子休養室・ロッカー室 (仮眠室・災対 待機室)	災害時には畳に布団を敷いて 仮眠室として使用。 隣接(直接行き来)させる室: 事務室				
		活動上重要な設備室	電算室 (サーバ 一室)	隣接(直接行き来)させる室: 事務室。近接させる室:所長室、会議室。 空調について:F(災害時に活動する部屋)。				
		活動支援空間						
		その他	設置希望階	窓口官署では無い事、防災対 応官署である事から、極力上 層階を要望。				
			PHS内線電話 機	PHS を一般電話機として現在 使用。入居時は、固定電話を 設置予定。				
			防 災 業 務 連 携 (関東地方整備 局共用会議室)	合同庁舎に3事務所共用の会 議室を設置する。 使用目的:支部合同の会議室、 災害時の記者会見室				
		具体的内容						
		だし、入居時は、備蓄食料等 災害等の想定: 本計画は、東京都23区内で ている。また、横浜営繕事務	庁舎 の基準より明 京の期間を7日間に 震度6弱以上を観測 ま所で震度6弱以上を	見庁舎固有の要素を除き整理。た				
		備蓄食糧、什器備品等備蓄負 備蓄食糧は、全職員が3日間		量と飲料水を備蓄する。				
		寝具衛生等什器備品: 全職員が交代で勤務する際に利用する寝具とトイレを用意する。寝具に関しては、現時点で5袋を確保している。トイレに関しては、支部庁舎屋上に容量2.6 t の高置水槽があり、全職員15名が雑用水を1日300使用したとして、5日分以上は確保している。ただし、他官署使用を想定した場合は3日分となるため、節水に努める必要がある。簡易トイレについては20セットを確保している。						
	事務機器等什器備品: 災害時においても災害対策に必要な設備・機器・什器備品等が確保できる体整える。設備通信手段の確保:災害時でも通信可能な通信手段を複数配備す現在配備している通信手段としては、通常のNTT回線、マイクロ回線のほ下のとおり。 ・NTT災害時優先電話 2台 (内1台についてはFAX兼用)・NTTDoCoMo 災害時優先電話(携帯電話)2台							
コ	その他							
	•	•						

海上	保安庁 第三管	区海上保安本部 横浜海	上保安	部(⑮横	i浜海上的	呆安部)	
ア	業務の概要	テレビカメラによる航路入出航船舶の動静・港内外の状況の把握、電光文字式信 号板による港内における船舶の航行管制を行う。 新庁舎への整備は通信等機械室であり、新庁舎における職員執務は無い。					
イ	入居予定職員数	(常勤)0名、(非常勤)0名	 3.(内災等	事対策職員)	0名		
ウ	現状の外来者数 及び来庁車両台 数	外来者数:外来者無し 来庁車両台数: 0台/日					
Н	勤務時間	※参考資料5-4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務	· 時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
オ	2 4 時間勤務の状況	※参考資料5-4「入居官署の制限等」参照	毎の勤務	· 時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
カ	日曜日祝日開庁の状 況	※参考資料5-4「入居官署 の制限等」参照	毎の勤務	ら時間、諸室	毎の業務	実施時間帯及び立入り	
+	会議の開催状況 (主なもの)	会議名称・種類等無し	人数	時間(1回	当たり)	開催頻度(回/年)	
ク	エントランスホ ール等の共用部 利用の有無	_					
	137.13	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定さい	れていな	_		
		活動拠点室	_				
		活動空間	_				
		活動支援室	_		<u>—</u> !		
		活動支援空間	_		_		
		その他	非常用	発電機	専用の発想定して	巻電機(72時間)を 「いる。	
ケ	災害時の活動		発災時	対応	通常時と同様、無人施設となる。入室は定期点検時、機器 障害時のみ。		
		具体的内容					
		_					
コ	その他						